

2023年度 第2回
町田市障がい者施策推進協議会

2023年8月22日（火）

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後6時30分 開会

○山口係長 本日はお忙しい中、御出席を賜りまして、ありがとうございます。2023年度第2回町田市障がい者施策推進協議会を開催いたします。

司会の障がい福祉課総務係の山口です。どうぞよろしくお願いたします。

まず、出席者の御紹介になります。本日は現地開催のみということで、委員20名のうち出席委員は今、こちらに15名いらっしゃいます。佐藤委員、中川委員、藤井委員、吉本委員、佐々木委員の5名は事前に欠席の御連絡をいただいております。

今日の会議には傍聴席を設けておりまして、2名の方が傍聴されています。

また、会議の議事録作成のため、委託業者の会議録研究所が後ろで同席しております。正確な議事録作成のため、恐れ入りますが、発言される方は発言の前にお名前をおっしゃってから御発言いただきますよう、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、まず資料の確認をしまいたいと思います。

資料が多くありますが、まずは本日の会議次第が1枚、それから送付している資料として資料1「(仮称)町田木曾山崎パラアリーナの整備について」、資料2-1「後期計画における各分野の「現状と課題」及び「主なとりくみ」について」、資料2-2「後期計画における重点施策について」、資料2-3「町田市障がい福祉事業計画(第7期計画)における「国の指針と町田市の考え方」について」。資料2につきましては、計画に関する資料が2-1、2-2、2-3と3つあります。続いて資料3、「(仮称)町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」の制定に係るパブリックコメントの実施について」、資料4-1「町田市障がい福祉事業計画(第6期計画)2023年度までの評価指標」、資料4-2「障害福祉サービス等の実績」、資料4-3「サービスに関わる取組みの主な実施状況(2022年度実績)」ということで、資料4につきましては昨年度——2022年度の事業に関する一連の資料とさせていただきます。本日の次第を含めまして9点を送付させていただきます。

不足している資料はございませんでしょうか。

また、会議の中で、緑色の町田市障がい者プラン21-26を御参照いただく場合がございます。今日お持ちでない方がいらっしゃいましたら挙手をいただけたら事務局で御用意いたしますが、お持ちでしょうか。——今、お持ちします。

会議開催前に、連絡事項がございます。

1つ目は、今年2月にこの町田市障がい者施策推進協議会に2つの諮問をさせていただいております。1つ目が、先ほどパブリックコメントの資料もございましたが、障がい者差別の解

消に関する条例の制定の諮問、もう一つが町田市障がい者プラン21-26（後期計画）の策定に関する諮問でございます。今年度は、条例と計画の内容検討のため例年に比べて議事の内容が多くなっております。今回の会議でも条例の制定に向けたパブリックコメント実施に関する報告と、後期計画の検討状況の報告を行う次第となっております。そのため、第1回の協議会でお配りしました年度を通した会議の開催スケジュールに変更がございますので、その御連絡になります。

第1回の協議会でお配りしました会議開催のスケジュールでは、第2回目、本日の会議において2022年度の障がい者虐待・差別の状況及びその取組を報告事項として取り上げる予定としておりましたが、議事内容、報告事項が多くあるため、次回の第3回協議会に変更させていただきたいと思っております。

併せて、次回、第3回の議事として予定しておりました町田市障がい者プラン21-26（重点施策）の2023年度上半期の中間報告につきましては、会長、職務代理、幹事委員に事前に御相談させていただきまして、今年に限り省略させていただきたいと思っております。

当初のスケジュールから変更となりましたこと、申し訳ございません。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以降の進行につきましては石渡会長をお願いいたします。

石渡会長、どうぞよろしく願いいたします。

○石渡会長 石渡です。夜、遅い会議にお集まりいただき、ありがとうございます。ここから進行させていただきます。

では、次第【2】報告事項の（1）（仮称）町田木曾山崎パラアリーナの整備について、所管課であるスポーツ振興課の担当の方から資料の説明をお願いいたします。

○望月主任（スポーツ振興課） 皆さん、こんばんは。町田市スポーツ振興課の望月と申します。

現在、スポーツ振興課で（仮称）町田市木曾山崎パラアリーナを整備する検討をしております。こちらにつきましては町田市の木曾山崎団地地区まちづくり構想に基づく健康増進関連拠点整備の一環として、障がいの有無にかかわらず、若者から高齢者まで幅広い世代がスポーツ推進による健康づくりを行えるといったところで、旧忠生第六小学校の用地内、お隣には給食センターが整備予定なんですけれども、そちらの隣にアリーナを整備するというので、2026年度中の共用開始を目指して今、動いているところです。

事業の背景・目的を説明させていただきますと、町田市スポーツ推進計画に掲げる施策の実

現に向けて、高齢者のスポーツ推進による地域の健康づくりと障がい者スポーツの普及啓発及びパラリンピックのレガシー継承を目的としまして、市民の誰もがスポーツを「する」「みる」ことができる施設づくりを目指しております。

施設のコンセプトとしましては、地域特性を踏まえた健康づくりの場として、高齢者向けの軽体操などの事業の実施と、各種目の一般開放ができるような形にもしております。また、障がい者スポーツを「する」場・「みる」場ということで、障がい者スポーツの体験教室の実施やパラアスリートによる練習利用、見学ができるようなことを考えております。

こちらは施設の規模や立地条件を総合的に判断しまして、興行的な大規模な大会ではなく、一般的な練習などで利用するような形を想定しております。

敷地図は旧忠生第六小学校の図面で、向かって左側に給食センターエリアがありまして、こちらが食の健康づくり拠点。右側のスポーツをする場などが運動の健康づくり拠点で、給食センターと連携して、今、調整を行っております。

資料の裏面をお願いします。

整備概要としましては、予定地と面積等書かせていただいております。想定する設備等については、アリーナ、フットサルコートが入る程度で今、検討を進めております。また、トレーニング室や多目的室、パラスポーツの関連機能を考えております。

今後のスケジュールにつきましては、現在、民間の活力を導入した整備方針——PFIという手法の導入可能性調査を含む調査を行っております。現在、コンサルティング業者と検討しております。今年度中に要求水準書を作成し、来年度、PFIの事業者を公募、選定して2025年度、2026年度中に設計・整備工事、2026年度中の共用開始を目指します。

簡単ではありますが、説明は以上となります。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

期待される設備ができそうですが、今の御説明について御質問等おありの委員がいらしたら、お願いいたします。

○風間委員 風間です。

この設備、アリーナというのはどのようになっているのかちょっと分かりませんが、視覚障がい者が現在、町田市でもSTTだとか、ボッチャもときどきやっていますしスティックボールも単独でやっているんですが、そのようなことができる部屋は確保されているのでしょうか。

それから、もっと詳しく具体的に変わったところで障がい者団体の要望等も聞いてほしいなと思います。

○高梨課長（スポーツ振興課） スポーツ振興課長の高梨です。

御質問ありがとうございました。

今、これを進めるに当たってコンサル業者を入れているところですが、いろいろな障がい者の施設ですとか町田市内の——私も風間委員からS T Tやスティックボールのお話もよく聞いているところで、今、成瀬にある総合体育館ではS T T、サウンドテーブルテニスというんですけれども、卓球台を使って工夫して、会議室等を開放するような時間を設けさせていただいているところです。もちろんこの町田木曾山崎パラアリーナにつきましても、障がいの有無にかかわらず、障がいの種別にもかかわらず、誰もが使いやすいインクルーシブな施設、そこを根本的な考え方として整備していこうと思っております。

今、御紹介のあったスティックボールやS T Tについても、その中でも検討は進めていきたいと考えているところです。ポッチャにつきましても、ポッチャはパラリンピック後も様々な方の注目を浴びていまして、あれは特に障がいがある方もない方も一緒に楽しむことができますので、そういったコート等も含めて、今後この中では検討していく予定でありますので、よろしく願いいたします。

○石渡会長 障がい者団体からの要望を聞く機会はこの御質問もありましたが。

○小野委員 関連で、小野です。

P F I方式を用いて、要するに民間が建てて民間が運営するわけですね。昨今、小学校の統廃合によるP F Iは大流行なんですけれども、それをここで「どういうものですか」と説明してもらおうと時間がかかってしまうと思うので、風間委員がおっしゃったように、P F Iの事業者の公募、選定の際に「障がい団体、当事者団体や関係団体の要望を聞く機会を設ける」といった要件をきちんと入れてほしいと思います。

建物の整備はそうなんですけれども、やはり障がいのある人たちや高齢者が利用するなら人ですね。どういう支援体制があるのか、でき上がった建物を見て、受入れはするけれども面倒は見ないとか、何の支援もない、何の工夫もないみたいなところでは意味がないので、P F Iということは完全に民営でやるわけですから、そこをちょっと、インストラクターがいるとか支援体制がどうなのかも含めて選定の要望の中に入れられるように、事前をお願いしたいと思います。

風間委員と接点があるみたいなので、ぜひ風間委員からもどんどん言ってもらって、今後、計画が進んでいくなかでチェックしてもらおうと思います。

○高梨課長（スポーツ振興課） ありがとうございます。

民間活力の導入ということで、もちろん運営面でも民間に全て任せきりにならないようにしていきたいと思いますし、今、ありました障がい者の団体といったところで、今、私たちが接点を持っているブラインドサッカーですとかパラバドミントンですとか、そういった団体にも今の段階ではヒアリングしているところがございます。さらに、町田市内で活動されている方たち、風間委員もそのお一人だと思うんですけども、そういった方たちの声も聞きながら、障がい者の方が使いやすいのはもちろんですけども、健常者の方がこういうことを施設の中でやると障がい者への理解促進が進むんだよとか、そういったソフト面というんですかね、そういったことも含めて、整備に向けて考えていきたいと思っております。

○堤委員 質問ですけども、1つは、プールの機能があるのかどうか。これを見る限りではなさそうな気がしますけれども。

もう一つは、いろいろな団体の意見を聞くというお話でしたけれども、障がいのある人もない人も共に使えると同時に、何らかの仕掛けみたいなもの、数としては障がいのない人のほうがはるかに多いので、障がいを持っている人の優先的な何か、例えば新横浜では障がい者が使うときと健常者が使うときで料金が少し違うとか、あるいは先ほどお話にもあったように各部屋に指導員がついていて、ジムの部屋だったら使い方について軽く教えてくれるとか、そのような仕掛けが何かないと障がいを持った人はなかなか行きづらいと思うので、これからいろいろ参考にされるのであれば多摩障害者スポーツセンターとか北区のスポーツセンターとか、あとは新横浜ですね。ああいったところが私はとても好きなので、雰囲気ぜひ取り入れてもらえたらいいなと思います。

○高梨課長（スポーツ振興課） まず1つ目の、プールはあるかというところですけども、プールはありません。ここの地区計画というか、そういう中で、健康増進の考えの中での体育館ということで決まっているので、プールはちょっと造れないところです。

北区とか多摩とか新横浜のラポールのお話もいただきました。ありがとうございます。ラポールについては私たちも視察に行かせていただいています、あそこは本当に充実した施設で、すごく広い施設だなというのはもちろん感じているところですけども、ここの体育館、コンパクトな体育館ですけども、やはり障がい者の方が使いやすいような、そういうところは重視していきたいというのが1つ。

それからPFI事業者、これから公募するんですけども、その公募をするに当たっても、障がい者への理解だとかそういうソフト面も含めて、そういう運営ができるような事業提案をしてもらいたいと考えているところです。

○堤委員 ありがとうございます。

○小泉委員 小泉と申します。

先ほどPFIに関わって、障がい者団体の要望を聞くことをぜひ条件にというお話でしたけれども、私からは、ぜひ子供の意見もこのときに聞いてほしいと要望させていただきたいと思っています。

以前、町田市の子供たちにインタビューで調査したときに、スポーツに関する要望もかなり多く出ていました。例えば体育館も、ボッチャをやりたいと思ってもほかの一般的なスポーツが優先だから使えないと言われたケースですとか、子供の体操教室で、発達障がいのある子はその体操教室に入れない、健常の子と一緒にできないと言われて入れなかったといった意見も聞いておりますので、ぜひ子供たちが町田市の中でスポーツの環境をどう考えているのか、特に障がいのある子供たちがどういう状況かということも、選定のときにぜひ聞いていただけるとありがたいと思います。

○高梨課長（スポーツ振興課） ありがとうございます。

障がい者の方だけではなく子供の意見というお話をいただいたところです。

町田市は障がい児のスポーツ教室とかも、今、町田旭体育館ですとか子供発達支援センターのプールですとか、そういうところでも行われていますので、そういったところの需要ですとか声等も、障がい福祉課とも調整しながら今後、パラアリーナの整備に向けては検討していきたいと思っております。

○石渡会長 ありがとうございます。

昨日の朝日新聞の夕刊では、スケートをやりたい子供たちが声を発しているみたいな記事もあって、やはり障がいがある子だけではなくて、子供の思いを受け止めるのはとても大事なかなと思いました。

ほかにありますか。

○土田委員 土田です。

今、小泉先生がおっしゃったように、私もラポールで先日、子供たちのダンスのショーがありまして、そこでは障がいがある子と健常の子を分けることなく、一緒に楽しもうということでダンスをやっていたんですね。その発表の場となっていて、お客さんもすごくたくさん来ていました。場所を提供するだけではなく、やはり一緒に何かできるということが大事なのではないかと思いますので、そういう場所に特化して運営していただけたらいいのではないかと思います。

○高梨課長（スポーツ振興課） ありがとうございます。

まさに障がいのある方もない方も一緒にできる、それが共生社会の実現というところで一番重要なことだと思っております。本当にありがとうございます。そういう運営ができるように、また事業者選定をするときには考えていきたいと思っております。

○石渡会長 ほかに、いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

では、貴重な御意見をたくさんいただきましたので、ぜひ反映してください。期待が大きいようですし、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○山口係長 それでは、ここで報告事項（１）（仮称）町田木曾山崎パラアリーナの整備についての報告は終了させていただきます。

スポーツ振興課の職員はこれにて退席させていただきます。多くの御質問、御意見いただきましてありがとうございました。

○石渡会長 ありがとうございます。

それでは、報告事項（２）に移ります。町田市障がい者プラン21-26（後期計画）の検討状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○由谷主事 事務局の由谷です。私から、資料2-1から2-3まで説明させていただきます。

こちらの3つの資料は、町田市障がい者プラン21-26（後期計画）の検討状況の資料となっております。こちらにつきましては、7月末に開催いたしました障がい者計画部会で既に内容の検討をしたものとなっております。ただ、障がい者計画部会でいただいた御意見につきましては、まだ検討中となっておりますので、本資料は計画部会でお配りした資料と同じものとなっております。本日の協議会でいただいた意見と併せて障がい者計画部会でいただいた意見も検討させていただいて、修正したものを9月に予定しております障がい者計画部会で提示させていただきます。協議会につきましても、11月に予定しております第3回目の会議に修正したものを提示させていただく予定となっております。

それでは、資料の説明に進みます。

まず、全体の検討の方向性ですが、町田市障がい者プランは2021年度から2026年度までの6か年の計画となっております。今回はその後期3年間の見直しという位置づけですので、プランの基本的な構成だったり目標、理念、そういったものは変更せず継続という方向で検討しております。ただ、時点修正が必要なものでしたり、重点施策については後期期間の目標値を立てなければいけないというところ、また、障がい福祉事業計画に関わる部分については全体的に見直しを行っていきたいと考えております。

それでは、まず資料2-1「後期計画における「現状と課題」及び「主なとりくみ」について」。

町田市障がい者プランでは、障がい福祉に関する現状や課題、それに対する取組を11の施策分野に分けて記載しております。資料2-1は、その11の分野ごとの「現状と課題」及び「主なとりくみ」についての修正案となっております。

また、プランを策定したとき、2019年度に実施しました実態調査の結果に基づく内容につきましては基本的に変更せず、先ほど申し上げた時点修正等の変更という形で修正を行っているものです。

こちらは修正後の内容のみを記載しておりますが、資料の各ページがプランのどのページに該当しているのかを右上に、例えば1ページだと「→現行計画P15」といった形で記載しておりますので、お手元の障がい者プラン、緑色の冊子の該当ページと見比べながら、どのように修正しているのか御確認いただけますと幸いです。

また、修正した箇所や追加した文章などについては下線を引いて分かりやすいように表記しております。

例えば、2ページを御覧いただけますでしょうか。

社会教育（生涯学習）の項目の「現状と課題」で、プランの冊子では16ページに記載している内容となっております。資料の真ん中ですね。箇条書きの3つの項目全てに下線を引いておりまして、こちらが文言を修正した箇所となっております。修正の内容としましては、町田市生涯学習センター運営見直し実行計画、及び現在、教育委員会で策定しております（仮称）町田市教育プラン24-28という教育に関する計画の検討状況、内容と連動した形での修正となっております。また、こちらは重点施策にもなっておりますので、本日の資料2-2にも関わってくる内容になります。

計画部会では、下から3つ目の箇条書きの「生涯学習センターでは、」から始まる文章につきまして、学級生の在籍期間の長期化・高齢化が問題点のように書かれていますが、それだけ価値のある場所だということなので、新規参加者の拡大方向だったりボランティアスタッフの確保などを課題とするような表記に修正したほうがよいのではないかといた御意見でしたり、仕組みの再構築についても前向きな検討であってほしいといた御意見をいただきましたので、現在、所管課である生涯学習センターと情報共有しながら、文言の修正方向について調整していくところでございます。

今回、修正箇所に下線を引いて分かりやすくしておりますが、時間の都合により全ての修正

の変更点について御説明することはできませんので、大きく変更があった箇所のみ抜粋して説明させていただきたいと思います。

それでは、6ページまで飛びます。

こちらは分野2「暮らすこと」の「主なりくみ」の項目になりますが、上から4つ目と5つ目が下線を引いている箇所となっております。現行計画では福祉人材の確保と育成を1つの項目にまとめて記載しておりましたが、人材の確保と人材の育成の2つの項目に分けた形で修正しております。そして人材確保の項目につきましては、現行の計画に引き続き重点施策として取り組んでいきたいと考えておりますので、資料2-2で具体的に説明させていただきたいと思います。

また、ここ以外にも人材の確保及び育成に関する項目がこの後も出てきますが、全て同様の修正に統一しております。

続きまして、9ページを御覧ください。

分野3「日中活動・働くこと」の「現状と課題」の項目になります。

まず、一番上は、町田市役所の障がい者雇用率と法定雇用率の数値を最新のものに更新したという修正です。

加えて真ん中、「※1 就労系の障害福祉サービス…」と書いてあるところは、現行計画では就労継続支援A型とB型、あと就労移行支援のみの説明となっておりますが、そこに就労定着支援の説明と、昨年12月の障害者総合支援法の改正により新たに設置されました就労選択支援の説明を追記しております。

続きまして、19ページまで飛びます。

分野7「アクセシビリティのこと」で、「現状と課題」の意思疎通支援の項目の2つ目の文章に下線を引いておりまして、こちらは2022年9月に東京都手話言語条例が施行されたので、その内容を反映した形での修正となっております。障がい者計画部会では、具体的に都内の何区市で手話言語条例が制定済みなのか記載してほしいという御意見がございましたので、その数値も反映した形で今後、修正していく予定です。

また、同じページの下から3つ目の文章です。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が2022年5月に施行され、障がいがある人の情報取得や利用等への対応が求められているといった内容を、「現状と課題」として新たに追記しております。

続いて、24ページに進みます。

分野9「差別をなくすこと・権利を守ること」こちらにも下線が入って修正しておりますが、修正の方向性としましては、基本的には後期計画が始まる2024年に町田市でも障がい者差別に関する条例を制定する予定となっておりますので、全体的に町田市条例の内容を追記する形での修正をしているところです。

特に、26ページの「主なとりくみ」の上から2つ目ですが、現行計画は「障がい者差別を解消するための条例を制定します」という内容ですが、条例は後期計画が始まる時には制定されている予定ですので、取組内容を修正いたしまして「障がいを理由とする差別の解消を目的とした新たな会議体を設置します」と変更しております。

こちらにも重点施策となっておりますので、具体的内容は次の資料で説明させていただきたいと思います。

27ページ以降につきましては、これまで御説明した内容とおおむね同様の修正となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、資料2-2に移ります。

こちらは重点施策のみをピックアップした検討資料となっております。左側に「(旧) 現計画」と書いてありまして、お手元の緑色の冊子に記載している重点施策の内容をそのまま転記したものです。右側「(新) 後期計画」と書いてあるものが、後期計画に向けて修正した事務局案となっておりますので、新旧対照表という形で、比較しながら見ていただければと思います。

重点施策につきましても、前期計画期間で事業が終了したもの、または同様の内容で今後も継続実施していくものなどにつきましては、後期計画の重点施策からは削除し、それ以外の事業については事業内容の再検討を行うとともに、2024年度から2026年度までの後期期間の目標値を新たに設定していく形で検討を進めております。

こちらにも時間の都合上、大きな修正があったもののみ抜粋します。

まず重点施策2、障がいがある人の生涯学習機会の充実です。こちらは先ほどの資料2-1でも御説明しましたとおり、教育委員会で策定している計画と整合性を図りながら青年学級事業を継続し、より多くの方に届くようにするための新たな仕組みを検討し、事業を再構築するという内容を事業内容として掲げております。

障がい者計画部会では、目標値の具体的な取組内容が分かりづらいとの御指摘がございましたので、現在、所管課の生涯学習センターと調整を行っているところでございます。

続いて3ページ、重点施策5です。

左側の現計画では、グループホームの在り方の検討を行うといった事業内容でしたが、後期計画では、グループホームの支援の質の向上のために毎年度5施設を訪問し、運営状況の確認を行うことを新たな目標値として掲げております。

4 ページ、重点施策6、重い障がいがある人の日中活動の場の確保についてです。

現計画では、重い障がいがある人を受け入れている生活介護事業所にヒアリング調査を実施し、調査結果を好事例集としてまとめて市内の生活介護事業所に配付するといった事業内容でしたが、後期計画期間では、重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所を計画的に整備していくための整備方針を策定したいと考えております。

具体的には、2024年度に市内の生活介護事業所や町田の丘学園の卒業生をはじめとした重い障がいがある利用者の数の今後の推移の予測などの調査を実施し、集めたデータを基に2025年度に整備方針を策定、2026年度には整備方針に基づいた施策を実施していきたいと考えております。

続いて下の、重点施策7です。

現計画では就労に関する実態調査を行うことが事業内容となっておりましたが、こちらは昨年度——2022年度に既に調査を実施しておりますので、後期計画では事業内容を変更し、実態調査の結果を活かし、障がい者雇用率未達成の市内企業を中心に毎年度5か所の企業訪問を行いまして、障がい者雇用促進のための周知等を行っていききたいと考えております。

続いて5 ページ、重点施策8です。

現計画では障がい者就労・生活支援センターを中心とした連携強化会議を開催するという事業内容になっておりますが、こちらは今後も継続実施していくものになりますので、重点施策からは削除し、新たな重点施策として町田市役所の障がい者雇用を促進していく取組を新たに掲げております。事業名が「(仮称)ワークサポートルームの設置と雇用の拡大」で、所管課は職員課となっております。具体的な事業内容はまだ検討段階ではありますが、(仮称)ワークサポートルームを設置し市役所の障がい者雇用の職員数の増員に取り組んでいきたいと考えております。

また、計画部会では採用数の増加だけでなく、就職後も安心して働くことができる安定した定着を目指す、そういった内容を事業概要に入れてほしいとの御意見がございましたので、現在、所管課の職員課と調整しているところでございます。

続いて、少しページが飛びまして9 ページ、重点施策13です。

この重点は手話通訳の普及促進に関する事業ですが、現計画では警察や裁判所、金融機関、

商業施設に範囲を広げて手話通訳者の設置を要請するといった事業内容となっておりますが、前期計画を経て、まずは手話通訳者の人材確保及び育成に課題があると考え、後期計画では、手話通訳者や手話奉仕員の育成により力を入れ、手話の講習会の実施を通じて聴覚障がい者等への理解を深めるとともに、地域へのボランティア活動や町田市の登録手話通訳者の人材を育成するという内容で目標値も変更しております。

続いて10ページ、重点施策15、サービス・支援機関等の情報提供事業です。

精神手帳及び自立支援に関するチラシを作成し、配付するといった内容でしたが、こちらも現行計画で作成したチラシを今後も継続配付していく予定ですので、後期計画においては重点計画からは削除しております。

続きまして12ページ、重点施策17です。

先ほど資料2-1で説明いたしました障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定の事業ですが、条例は今年度策定する予定となっておりますので、後期計画においては条例制定後の取組として、障がいを利用とする差別の解消を目的とした新たな会議体を設置することを重点施策として掲げております。具体的な内容としては、事業概要に記載しておりますとおり、（仮称）障がい者差別解消支援地域協議会を設置し、理解、啓発のための講演会や研修などの取組内容についての協議や、差別の相談事例の情報共有等を行っていきたいと考えております。

続きまして13ページ、重点施策18です。

こちらは事業内容には大きな修正はございませんが、目標値の立て方として、現計画では手話通訳者の派遣件数を指標としておりますが、単純に手話通訳を必要とする方の来庁が少なかったり他の意思疎通手段によって窓口対応が可能な場合等、派遣件数では行政窓口の環境整備の進捗の実態を把握することは困難であると前期計画を通して考えまして、後期計画では、評価の指標を派遣件数ではなく派遣した部署の数としたいと考えております。市役所内のどこの窓口へ行っても手話通訳を受けられるような環境を整備していきたいと考えております。

続いて14ページ、重点施策19です。

現計画では障がいに関する理解促進、啓発といった事業内容ですが、先ほど御説明した重点施策17の新たな会議体の設置というところで、理解啓発の取組についてもそちらの会議体で協議していきたいと考えておりますので、重点施策19については削除したいと考えております。

最後、重点施策20です。

前期計画では支援人材対策事業として、社会福祉協議会との意見交換やグループホーム、生

活介護事業所の聞き取りなど現状の把握に努めてまいりました。慢性的な支援人材不足を解消するための取組として、後期計画では特に人材の確保に注目しまして、幼少期から障がい福祉に関する仕事の大切さや魅力を伝え、興味、関心を持ってもらうことにより将来的な人材確保に向けた意識醸成を図っていきたいと考えております。

また、大学生に対しても、障がい者福祉に関する仕事の実習や体験の機会、仕事のやりがいや魅力を伝える場を設けることで、障がい福祉分野への就職促進に取り組んでいきたいと考えております。

資料2-2については以上です。

資料2-3につきましては障がい福祉事業計画に関わる内容でございまして、基本的に国から示されている指針及び成果目標に則って町田市の数値目標を定めているものになりますので、こちらの説明は省略させていただきます。

以上、現段階での後期計画の検討状況について報告させていただきました。説明が長くなってしまって大変申し訳ございません。

まだまだ検討段階のものも多いですが、今回いただいた御意見は9月に予定しております障がい者計画部会にて共有させていただき、さらに検討を進めていきたいと考えております。

事務局からの説明は、以上です。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

後期計画で大事なところがかなり変わっていることを実感しましたが、今の御説明について御質問等おありの方、御発言をお願いいたします。

○叶内委員 叶内です。

目標値が抽象的なところが数値化されたことは、いいなと思います。

質問ですが、重点施策13、手話のところですが、目標値を見るとコースの修了率が82%、そして登録試験の合格者が2人以上となっていますが、この2人というのは試験を受けた人の何%に当たるのかと、この合格率は他市も同じなんですか。分かれば教えていただければと思います。

○石渡会長 事務局、お分かりでしょうか。

○金子課長 障がい福祉課長の金子です。

手話通訳者登録試験の合格率につきましては、今、資料がないのでお答えすることができないので、宿題にさせていただきます。

他市の状況についても同様に、宿題にさせていただけたらと思います。すみません。

○石渡会長 ということですので、正確な資料については——私の知っている範囲では本当に合格率はどこも低くて、足りないことが大きな課題になっているかなとは感じていますが。

○土田委員 最後の人材確保のところですけども、新しい人材確保は本当に必要なことだと思うんですけども、今、頑張ってくれている人たちにもう少し着目して、負担の軽減や——医療ロボットの導入などしている施設もありますけれども、そういう今いる人たちの負担を軽減することが新たな人材確保にもつながるのではないかと思っているので、今いる方たちも大切にしていきたいと思います。

○石渡会長 土田委員、ありがとうございます。

現実には離職率が高いみたいな話をどこでも聞きますので、負担軽減というあたりもということですので、これはまた御検討いただけますでしょうか。——では、随時書き込んでいただけたらと思います。

ほかにありますか。

○小泉委員 2点あるんですけども、続けてよろしいですか。

○石渡会長 どうぞ。

○小泉委員 1点目は重点施策2の生涯学習の点で、新計画の中では生涯学習コーディネーター制度の構築が書かれているのですが、この内容について伺いたいと思います。

というのは、私もそんなに生涯学習について詳しくはないんですけども、生涯学習の場というのはかなりいろいろな信頼関係というか、いろいろな人間関係があって生涯学習のいろいろな活動が行われているように思うんですけども、今後、そのコーディネーターという制度がどういう位置づけになるのか。いきなり知らない人が来てコーディネートして「はい、あなたはここ」みたいな制度にもしなるのであれば、今までの仕組みとかなり変わってくるのかなと、すみません、素人ながら疑問があります。

もう一点は重点施策5で、グループホームの在り方検討から今度はグループホームの訪問の仕組みをつくるという計画が書かれていて、私、介護保険のほうの町田の委員もやっているんですけども、高齢者福祉のほうは介護施設に市民から選ばれた相談員の方が定期的に訪問して、利用者の方とお話をしていろいろな要望を聞いて、施設にその要望を返すという仕組みが町田市にあると思うんですけども、これは非常にいい仕組みだなと常々思っているんですけども、そういう仕組みがもし入るとしたら、これはとてもいい仕組みなのではないかと感じました。

ただ、1年度で5施設となっているので、今現在、どれぐらいの数のグループホームがあっ

ての5施設なのかを伺いたと思います。

今後、このような取組が広がるといいのではないかなと、個人的に今の段階では思っています。

○石渡会長 ありがとうございます。

では、まず生涯学習コーディネーターについて回答をお願いします。

○金子課長 生涯学習コーディネーター制度につきましては、障がい者計画部会でもこれは何なのかという質問がございまして、現在、生涯学習学習センターともこの目標値等について調整中でございます。今度、障がい者計画部会にも各課の担当者に出ていただいて意見交換する場を設けようと思っておりますので、これについて、今日はお答えすることができない状況です。

グループホームのほうですけれども、今、グループホーム自体は140件ぐらいあるんですね。ただ、重度の障がい者が利用されているグループホームは数少ないので、そこを中心に訪問させていただくようなことや、今、グループホームをつくる際に障がい福祉課に事前に相談に来ていただいて、重度の方も受け入れてほしいといった要望もさせていただいているところですので、そういう事前相談を経てできたグループホームがどういう状況なのかも確認ということで、ここ1年ぐらいはそんなに新たなグループホームはできていない状況ですけれども、そこら辺を重点的に訪問させてもらいたいなと考えております。

○石渡会長 よろしいですか。

特にグループホームは閉鎖的になりやすく虐待みたいな話があるので、外の目が入ることはとても大事かと思えます。

ありがとうございます。

後期計画関連で、ほかに何か御発言がおありの委員はいらっしゃいますか。

○小野委員 今日には前回の計画部会のメモを持ってきていないので、具体的に計画部会が出された意見の詳細を報告することができません。ただ、考え方としては、今日、由谷さんの報告の中でも計画部会の意見に触れながら説明していただいたんですけれども、資料2-1でも幾つか間違いや、修正すべき点や施策の見直し、先ほどの手話条例の言語条例を制定している自治体数の記載等が指摘されています。

重点施策のほうは、先ほど小泉委員が発言されたところなどまさにそうなんですけれども、叶内委員は目標が抽象的なものから数値化された点を評価されていたんですけれども、この中に3年間かけて「検討」「検討」「検討」というところがあるが、それでいいのか。既に前期の段階で実施前の準備だったものが、また検討に入るというのはどうなんだろうという意見も

出されました。

例えば先ほどの生涯学習のところで、青年学級についてですけれども、計画部会では事前に教育関連の計画は全く見ていないし、説明されていないので、コーディネーターの位置づけにしてもデジタル化にしても、私たちの青年学級の現状を改善していく上での課題として適切なものか、もう少しプランの内容を説明してもらった上で計画の、目標値が全然変わらずに3年間推移していくので、その点を含めてどうなのかといった意見が出されています。

そのほかのところでも、特に重点施策については、目標値の年度ごとに実現に向けて具体化していく流れをつくれぬのかという意見が幾つも提示されています。

次回の計画部会で改めて、前回の検討と今日出た意見を踏まえて、再度意見交換をしていきたいと考えています。

○石渡会長 小野委員、ありがとうございました。

では、今日の御意見なども踏まえて、またお願いいたします。

○飯長委員 さるびあ会の飯長と申します。よろしくお願いします。

精神障がいの方の立場で一言発言させていただきます。

重点施策4でございますが、いろいろな団体による会議体、ネットワーク会議がつくられて、そして今、別件でお話がありましたけれども、その後、何年にわたってですかね、6年にわたって協議。年に2回協議して、何をするんですか。

つまり、精神障がい者に対するケアというのは極めて遅れています。特に施設から地域へということ。お題目はなされていても、例えばグループホームについても、もともとの障がい者プラン21-26でも触れてはいますけれども、では、どうするんだというのが一切出てこないんですね。精神障がい者団体を代表する委員は多分私だけだと思うんですが——もちろん知的障がいの方は別として。この会は、そういう部分に関しては非常に手薄い印象を持っております。本日も、今日を入れて6年してどうするんだと強く思いました。

ぜひこの辺、さらに御検討いただければと思っております。どうぞよろしくお願いします。

○石渡会長 飯長委員、ありがとうございます。協議だけではなく、病院の訪問などもやってくださっているのかなと思いますが。

○有田担当係長 事務局、有田です。

そうですね、この協議の場というのは保健所と障がい福祉課が事務局になりまして、本会がありまして、そこは警察ですとか消防署であるとかの方が集まって、皆さんのことで、精神の方に関してどうしたらいいかを年に1回と、すみません、この協議の場というのは、専門部会

としてこれについて話をしましょうというのが年に2回です。おっしゃるとおり協議2回で何ができるのかというところですが、実際に協議をやって、そこで顔の見える関係をつくって、地域移行については実際、病院を訪問させていただいておまして、それをまた持ち寄って、訪問して「皆さんこういうことをやっていらっしゃるよ、ほかの病院もこういうことができませんかね」ということをこの協議の場でまたお話ししていますので、実際の協議の場は回数としては少ないんですが、現場ではそういう形でやらせていただいています。

○飯長委員 伺っておきます。

○石渡会長 やはり何か抜本的な施策を検討しないと地域移行はなかなか進まない。自治体によっては動く法人があって、とても移行が進んでいるかなみたいに言えるところもあるのかなと思うんですが、何かやはり町田として、市ではなかなか入院の実態が把握できないみたいな話もあるんですけども、やはり何か都と協力して、東京都の動きもいろいろな課題があるなと思ったりするんですが、ここら辺は、やはり何か少し方策を考えていくべきだろうと個人的に思っております。

飯長委員、何か補足ございますか。

○飯長委員 いえ。

○石渡会長 後期計画との関連で、ほかに御意見おありの方いらっしゃいますでしょうか。

それでは、次に報告事項の3番目、差別関連の条例に係るパブリックコメントについて事務局から御説明をお願いいたします。

○森本主任 事務局の森本です。

資料3についてですが、まず、条例の名称を、初めてこの資料で御覧になる方もいらっしゃると思います。この「(仮称)町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」という名称については、昨年度から実施しておりました障がい者差別解消条例検討ワーキンググループや今年度の(仮称)障がい者差別解消条例検討部会において名称案として決まったものとなります。この条例名称も含め、これまでの(仮称)障がい者差別解消条例検討部会での検討内容と、市役所内部、関係部署との調整を経てこのパブリックコメントの素案が出来上がりました。

この素案は実際に配布される資料でして、第1条(目的)から第16条(委任)までの全16条のほか、条例の名称と前文についての内容を解説しています。パブリックコメントでは、この素案に対して意見を求めます。

パブリックコメントとは、市民の皆様から意見をお寄せいただいて、政策をよりよいものと

するための手続のことを言います。

それでは、今回実施予定のパブリックコメントの概要ですけれども、まず、実施期間は2023年9月1日金曜日から9月29日金曜日までの1か月間になります。

資料の配布場所は、市庁舎では障がい福祉課、広聴課、市政情報課、あとは各市民センター、各連絡所、男女平等推進センター、各障がい者支援センター、子ども発達センター、教育センター、生涯学習センター、各市立図書館、市民文学館です。

提出方法につきましては、専用封筒で郵送のほか、ファクス、Eメールでの提出、または資料配布場所に直接御意見用紙を提出していただきます。

周知方法につきましては、広報まちだ8月15日号にてパブリックコメント実施予告、いつ、どのようなパブリックコメントをしますという内容を掲載しています。また、次号の広報まちだ、9月1日号にパブリックコメントの概要を掲載する予定です。

パブリックコメント実施後のスケジュールについてですが、12月頃にパブリックコメント等を踏まえた検討内容を町田市障がい者施策推進協議会から市長へ答申します。並行して12月に、パブリックコメントの意見の概要と、その意見に対する市の考え方を公表する予定です。その後、2024年3月議会に上程して、周知期間を経て2024年度中に条例を施行する予定となっています。

なお、今回の資料3「パブリックコメントの実施について」ですが、今回は実施に関する報告となりますので、本日いただいた御意見等は、このパブリックコメントの素案には反映することができかねます。ただ、いただいた御意見とパブリックコメントの御意見も踏まえて、12月頃の答申案を検討していきたいと考えております。

実施の概要についての説明は、以上です。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

今の御報告について、御質問、御意見等おありの委員はお願いしたいと思います。特にございませんか。検討部会でもかなり丁寧に議論してまとめていただいています。

○小野委員 これ、素案をホームページにアップして周知することはしないんですか。

○森本主任 広報と実際の窓口への配布と併せて、町田市のホームページにも同様の内容を掲載する予定です。

○石渡会長 たくさんの方に周知していただけたらと思います。

○小野委員 あ、ごめんなさい、書いてありますね。

○石渡会長 ほかに何か。御意見も含めて。

○土田委員 こちらの冊子については、始まったときに何冊かまとめて頂くことはできますか。親の会等で配ったりしたいんですけども。

○森本主任 そういった御要望があれば、事務局にお声掛けいただければ必要な部数をまとめて準備させていただきますので、お声掛けいただければと思います。

○土田委員 ありがとうございます。

○石渡会長 よろしく願いいたします。

ほかに何か。

○谷内職務代理 谷内です。

1点教えてください。

部会でも御説明があったかもしれませんが、周知方法で「知的障がい者の方に向けた資料も用意します」という記載があるんですけども、具体的に言うとどういう形で準備される予定か、教えていただけますか。

○森本主任 知的障がい者の方向けの資料としては、ルビを振った資料を用意しておりますので、それも併せて設置していきたいと考えております。

○谷内職務代理 この素案にルビを振るだけですか。それはかなり限られた知的障がい者の方への支援かなと思いますが、時間もない状況ですので——はい、ありがとうございます。

○石渡会長 谷内職務代理、ありがとうございます。

御指摘ありましたように、やはり今は分かりやすい版をつくるみたいなことが当然の流れになっているかなと思うので、パブコメには間に合わなくても、これから周知はいろいろなところで必要だと思いますので、ぜひ。その辺りは検討部会でもいろいろ議論になっているかと思いますが、お願いいたします。

ほかに何か。

それでは、報告事項（3）については以上でよろしいでしょうか。パブリックコメントをやっていただけるということですので、ぜひその御意見を反映していただきたいと思います。

次に【3】議事の（1）町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）の2022年度実績についてということで準備していただいています。

前回、6月に開催した第1回協議会では、町田市障がい者プラン21-26の重点施策について振り返りを行いました。今回は障がい福祉事業計画に関わる内容の障害福祉サービスの実績、それからサービスの提供状況についての振り返りとなっております。

まず事務局から御説明をお願いして、その後、委員の皆様から御意見等をお願いしたいと思います。

います。

では、御説明をお願いします。

○由谷主事 資料4-1から4-3について説明させていただきます。

こちらにも既に障がい者計画部会では振り返り済みの内容となっております。

まずは資料4-1「町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）2023年度までの評価指標」を御覧ください。

本プランでは、2021年度から2023年度の3年間において、国の指針を踏まえた町田市としての評価指標を設定しております。今、お手元にありますプランの中では、72ページ以降に国の指針と町田市の考え方という項目がございます、こちらに具体的な町田市の考え方でしたり、国の指針の具体的な内容だつたりを記載しております。

また、評価指標は2023年度までに達成することを目標とした数値となっておりますので、今回の振り返りは途中経過の報告、振り返りといった形で御意見をいただきたいと思っております。

まずは項目1、福祉施設の入所者の地域生活への移行につきまして。

これは評価項目が「地域移行者数」と「施設入所者数の削減」となっておりまして、2022年度の実績としましては、地域移行者数が6名、施設入所者数が前年度から4名減少して234名となっております。

続いて、項目2につきましては東京都が評価指標を設定することとなっておりますので、町田市では評価指標の設定は行っておりません。

続いて項目3、地域生活支援拠点等が有する機能の充実です。

こちらは評価項目が2つございまして、1つ目の、地域生活支援拠点等の面的整備を行うということにつきましては、2022年度は指定特定相談支援所2事業所を地域生活支援拠点として指定したという実績となっております。

また2つ目、「拠点機能の充実」では、相談支援部会において緊急時予防・対応プランを検討し、様式案を作成したことと、地域の体制づくりについて情報収集を行ったことを記載しております。

この項目3につきましては、重点施策3と同じ内容となっておりますので、前回の協議会でも既に振り返りを行った内容となっております。

2ページに進みます。

項目4、福祉施設から一般就労への移行等につきまして。

こちら項目が多くございますが、まず1つ目、就労移行支援事業等、具体的には生活介護や自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を指しますが、これらの事業所を利用して一般就労した方は、2022年度、89名という実績でした。

続きましてその下、ここからが具体的な内訳になるんですけども、まず、就労移行支援事業を通じて一般就労した方が75人、就労継続支援A型を通じて一般就労した方が1名、就労継続支援B型を通じて就労した方が1名となっております。

その次の指標は、就労定着支援のサービスを使う方の割合について、2022年度の実績値については、現時点ではまだ数値が出ておりませんので、中間時点での速報値を記載しております。こちらは昨年度に一般就労した方がどれだけ就労定着支援のサービスに移行したかという内容になっておりまして、現段階での中間値では5割となっております。

最後、就労定着率になりますが、こちらは過去3年間の就労定着支援の利用者のうち、前年度末時点で3年間の中で就労定着した方がどれくらいいるかというものになります。そして、この定着率が8割以上となる事業者が、総事業所数のうち何割あるかという指標となっております。2022年度の実績は、定着率8割以上の事業所が全体の5割となっております。

次のページに進みまして、項目5、相談支援体制の充実・強化等でございます。

こちらは障がい者プランの重点施策9と同じ内容でして、障がい者支援センターの連絡会や相談支援事業所連絡会を開催し、力量形成を図ったという実績となっております。

最後に項目6、障害福祉サービス等の質の向上の取組につきまして。

まず1つ目、第三者評価の受審に係る普及啓発につきましては、2021年度、目標値どおり年1回実施したという結果となっております。

2つ目、障害福祉サービス事業所への指導につきましては、実地指導の件数を指標としております。実績としましては、全117事業所中2022年度は18事業所を実施し、全体の割合としては2割にとどまっております。

また、昨年度、市内の障がい児通所支援事業所向けに集団指導を実施したという実績となっております。

以上、資料4-1の説明を終わりました、続けて資料4-2の説明に進みます。

こちらは障害福祉サービス等の実績ということで、1ページに障害福祉サービスの利用者数でしたり利用時間数等の見込量と実績値、裏面に地域生活支援事業と障がい児通所支援事業の見込量と実績値をそれぞれまとめております。

各項目、薄く塗りつぶされている行が見込量、その下の白い行が実績値となっております、

上に記載しております見込量は、現在お手元にありますプランに記載しておりますプランの策定時に立てた見込量で、それに対して2022年度の実績値がどうだったのかを新たに記載している資料となっております。

また、資料4-3「サービスに関わる取組みの主な実施状況」では、代表的な事業の2022年度の具体的な取組内容をまとめております。

資料4-2と同様、表面が障害福祉サービス、裏面が地域生活支援事業についての取組内容をまとめたものとなっておりますので、資料4-2と4-3を併せて御確認いただけますと幸いです。

以上、情報量が多く大変恐縮ですが、様々な立場から御意見をいただければと思っております。

説明は以上です。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

実績について説明していただきましたが、今の説明について御質問、御意見おありの委員はお願いします。

○飯長委員 たびたびの発言、失礼いたします。

資料4-1の項目2、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築でございますけれども、これについては指標設定なしと書かれています。これはもともとのプランで言えば東京都の目標値があるので、町田市独自の指標は設定していないということであって、では、東京都の指標に沿わないでいいのかというのが不思議なんですね。町田市の設定は特に設けていない、それは東京都の目標値が妥当だというお考えだと思います。それは一つの方向かとも思いますが、それであれば、それに従って町田市の目標達成率はどうなんだということを出さなければお仕事にならないと思います。それが1点。

もう一つ言わせていただきます。

資料4-1の項目5、相談支援体制の充実・強化等でございますけれども、実績として連絡会を年12回開催、それから相談支援事業所連絡会を3回開催し、研修を通して力量形成を図った。これはどうとでも書ける内容です。「どういう力量をつくることができた」というところまでいかなければ計画を見直したことになる、前へ進めないと思うんですね。これはよく起こることでございますので、ぜひこの辺も御検討いただければと思っております。

つまり、相談というのは結局、利用者、また相談に来られた方にとって一体どういう力になるのかということに対する強い関心が相談を受ける側になれば、よくなっていきません。ぜ

ひ御検討いただければとあえて発言させていただきました。

失礼しました。

○石渡会長 飯長委員、ありがとうございます。

項目2は指標設定なしと資料4-1にあります。この辺りについて、事務局から何かあればお願いしたいと思いますが。

○由谷主事 項目2の指標の設定というところで御意見いただきましたが、退院後1年以内の地域における生活日数の平均でしたり、精神病床における1年以上の長期入院患者数の目標人数等を東京都で評価指標として定めておまして、町田市内での精神病床退院後の地域生活の日数等は町田市で把握しているものではないため、町田市で実績の管理ができず、東京都が都内全部を集約して実績として評価指標を設けているという構造になっております。他市でも本項目の評価指標は東京都で設定することとしていると聞いておりますが、今後、今いただいた御意見を参考にさせていただいて、町田市の障がい者施策推進協議会や障がい者計画部会でも実績の報告を行うようにいたします。

○飯長委員 いいお答えをいただいたと思います。ぜひ現状を把握して、そしてどう前に進むかというふうにお考えいただきたいと思います。

ありがとうございました。

○小野委員 計画部会の部会長をしています小野です。

私がこういう発言をするのはよくないのかもしれませんが、今、御指摘をいただいた資料4-1、精神の退院促進の目標設定にしても、その上の入所施設の地域移行にしても、市町村で掲げて取り組むのはすごく悩ましい、難しいんですね。このA3の資料にあるグループホームを何人分整備する、あるいはホームヘルパーを何人分整備する、重度訪問介護を何人整備する、精神の人たちが働くB型を何か所増やす、これは市町村で目標を立てやすいし、施策化しやすいんですね。人手不足の問題、人の確保の問題や場所の確保の問題や、資源整理も結局民間に委ねられているので、そこは民間の体力によるところもあるんですけども、こちらは市町村で目標を立てやすいんですね。

資料4-1のほうは国が目標設定せよという指示を出して、こういう言い方をしてはいけないんですけども、ある意味、項目1などはもう無理くり設定しているんです。この6人、情けない数字なんですね。今、主に知的障がいや身体障がいの入所施設の入所者数は全国で12万4,000人います。国は、その12万4,000という数字を地域のグループホームの人数が上回ったということで一生懸命宣伝するんですけども、この12万4,000人という数は微動だにしないん

ですよ。つまり、入所施設からの地域移行は進んでいないんです。

結局、東京全体で見ても入所施設への待機者数は減らないんですよ。それはなぜかといったら、先ほども議論がありましたけれども、重度の人たちが地域で暮らせるような、強度行動障がいのある人が、あるいは重度の身体障がいでも全介助の人が暮らせるようなグループホームが地域にあるかといったら、ほとんど整備されていない。では、重度訪問介護で地域で独り暮らしすることが可能かという、町田でそれを実現した人たちは何人もいます。でも、それが本当に全ての人に可能かという、なかなかそうはいかない。

それで結局、入所施設からの地域移行の目標もこんな、こういう言い方はよくないんですけども、資料4-1は国が「設定せよ」と言っているのでいたし方なくつくっているというそんな意味合いがあります。むしろ私たちがしっかりチェックしていかなければいけないのは、こちらの数字と、それから先ほど議論していただいた重点施策で、何年までに何人分、何年までに何か所、そこをどうはつきりさせていくかということだと思います。

すみません、助言になっているか。資料4-1のこの目標設定は、いつも虚しい思いを持って見えています。

○石渡会長 すみません、今の小野委員の意見に私個人の意見ですが、本当に虚しい数字なんですけれども、やはり本当に地域移行するためには市町村が動かないと、顔の見える関係の中で動かないと地域移行はできないと思うので、堤さんが部会長をやってくださっている相談支援部会の方たちがいろいろ動いてくださったりしているのかなと思ったりもするんですが、やはり移行を進めるためには、本当に「あそこに誰がいる」と分かっているところが動かない限り全然移行は進まないのではないかと考えていて、やはりこの辺りは何か、国が設定した成果目標にとらわれることなく独自の動きをやっていかないことには、精神科病院からの移行も入所施設からの移行もみたいに思って……、なかなか難しいことなんだけれども、何か打つ手はないかみたいなことを感じている次第です。

すみません、余計なことを言いました。

堤委員、相談支援部会ではこの辺りが話題になっているかとか、動きがあるかどうかみたいなことを教えてもらってもいいですか。

○堤委員 堤です。

相談支援部会としては、地域生活支援拠点の整備とか親亡き後の体制づくりで、ここにも書いてありますが、予防・対応プラン等々の整備を通じて住み慣れた地域の中で生き続けられるように。今、やっていることは恐らく、それこそ8050問題の中で御家族と暮らしている人

たちが何とか今後、親亡き後も暮らせる体制に向けて動いているはずなんです、すみません、相談支援部会の部会長としては、そういう体制整備というのものもあるんですけども、実態として、私のところは重度訪問介護を中心とした介護派遣事業をやっています、自立を進めていく自立生活センターでもありまして、その実感で言ってしまうと、地域移行して親元から独立したり施設から出てきたりしても、現実問題、本当に介助が足りないんですよ。

市のほうは努力して重度訪問介護の夜間体制の時間を充実させてくださったということもあるんですけども、いかんせんヘルパーの人材がいない。だから、コーディネーターが体を壊すぐらい穴埋めをしてもらわないと今いる人たちの生活もサポートし切れなくて、だから今、新規の利用者さんを取れない。

今、暮らしている人たちの生活をサポートするだけで精いっぱい、新しい事業所を探そうとしてもなかなか決まらなくて、昔はうちのヘルパー派遣だけで何とかなっていた人たちが、今は重度訪問介護の事業所を四か所五か所1人で使いながら、それでも穴埋めができない。こちらの現状のほうが私にとっては厳しくて、本当に毎日毎日何かが起こる。それでコロナがまた流行り始めていますから、コロナで穴が埋まらない。本当に、寝返りを打てない人が夜間も1人でおむつして耐えるしかないというような状況がうちの利用者さんでも何人かいる状況で、その中で新たな施設からの受け入れるのは本当にしんどいなど。

だから、体制づくりは相談支援部会としてやっていくんですけども、それをサポートしていくヘルパーさんたちの環境整備とか報酬等が変わっていかないと、新たに地域移行していくのは物すごく難しいのかなというのが今、実感としてあります。

○石渡会長 ありがとうございます。

先ほど土田委員もおっしゃっていましたが、今、働いている人の負担をみたい現実もありますし、よく話題になるのが、ヘルパーさんにしても先ほど出た手話通訳者にしても非常に高齢化していて、今の人たちがリタイアするのが見えている中で新しい人材が育たないみたいな、本当にいろいろな課題があるので、そこら辺はどうやったらいいのか、ぜひ皆さんお知恵をいただけたらと。

○小野委員 今の堤委員の意見は、グループホームや作業所を運営している立場からも同意見です。本当に人がいないです。

国は今、来年度の報酬、給付費の見直しの検討をしています。団体ヒアリングが8月9日に終わったところで、これから本格的な検討に入るんですけども、パイを増やさないで中で帳尻合わせをする。もちろん自然増分はあるんでしょうけれども、非常に厳しい課題設定とい

うか、私は今の国の予算配分がおかし過ぎると。

OECDで、各国のGDPに占める障がい施策の予算が平均で2%なんです。ノルウェーやデンマークやスウェーデンは4%から5%です。でも、日本は1%なんです。GDPに占める障がい施策の予算が1%。20年前は0.7%。厚労省は、この15年間で障がい福祉の予算が3倍増になったとしきりに言うんですけども、そもそもの予算の枠が小さ過ぎるんですよ。やはりOECDの平均2%、ここをせめてクリアすることが、まずは国の責任だろうなと思います。そこがないと、町田もそうだし他の自治体でも、本当に今、ヘルパーにしてもグループホームにしても現場が厳しい状況で、そんな報酬の見直しの検討の中で、一方で10月からは東京の最低賃金が1,113円になる。出せないんじゃないかな。出せるんだろかとすごく不安に思っています。

そういう全体の状況も踏まえながらの計画策定であるので、もちろん町田市に対して必要な要望はぶつけていかなければいけないんですけども、障がい施策の状況は、市だけでなく国全体の中でもどういう位置づけなのかを見極めながら評価していく必要があるなと思います。

○石渡会長 小野委員、ありがとうございました。

そういういろいろな難しさがあって、国の施策の検討をする場ではないのですが、その辺りを踏まえていかないとということ。ありがとうございました。

後期計画について、ほかに。

○堤委員 資料4-2「障害福祉サービス等の実績」の地域生活支援事業で2つほど質問したいんですが、まず、③相談支援事業の住宅入居等支援事業（居住サポート事業）についてですけども、2021年、2022年と「機能として実施」というのは具体的にどういうことなのかと、もう一つ、具体的にどのようにサポートしているのか。先ほどの施設からの移行とか、親元からの移行もですけども、住宅探しは本当に、ないんですよ。特に車椅子で暮らせるところ。都営住宅、市営住宅の単身住宅は、たまたま当たればというか、自立している人たちは公営住宅に移行している人が圧倒的に多いんですけども、公営住宅に行く前に一遍アパート暮らし等ワンクッションしている方が多くて、この居住サポート事業は具体的にどういうサポートがあるのかを教えてくださいたいというのがまず1点目。

2点目ですが、もしかしてさっきの人材の問題も関係しているのかなと思うんですけども、任意事業の中の訪問入浴サービスについて、今、見込量が30人だけでも実績がどんどん減っているんですよ。30人から22人に減っている。これは2021年社会福祉協議会から市に移行したといったことがどこかに書いてあったと思うんですけども、ちょうどこの頃から週1回だ

った訪問入浴の回数が月3回にまで減っている実態があつて、人数は減っているのになぜ回数が減っているのか、その辺がちょっと不思議なので、教えていただけたらと思います。

○石渡会長 居住サポートと訪問入浴について御質問がありましたが、事務局でお分かりでしょうか。

○松田係長 事務局の松田です。

訪問入浴についてお答えします。

おっしゃるように、2022年から市の事業として行っていますけれども、3回にしたのはその前の段階で、社会福祉協議会でやっていただいていたんですけれども、そのときに3回にしていて、その後、実際に使わなくなる人も出てきたのでどんどん新しく希望する人を調査に行つて伺っているんですけれども、介護者を使ってお風呂に入れられない人ということでかなり条件が厳しいので、なかなか合致する人がいないのも事実なんですね。

それなら回数を増やせるのではないかということもあるかと思うんですけれども、実際には単価が上がっているんですね。実は今、介護保険よりも安い値段でやっていただいているところもあつて、ここで名前を言つてはいけないのかもしれませんが、事業者さんが少ないこともあつて。そんな中で今の状態があるということです。

そんなことでよろしいでしょうか。

○堤委員 希望者が増えれば受け入れる余地はあるということですね。

○松田係長 とにかく単価が高いので、そう簡単に増やせないところです。1人増えるとそれだけ増えるわけですので。

○堤委員 分かりました。

○金子課長 地域生活支援事業の③相談支援事業の中の住宅入居等支援事業（居住サポート事業）ですが、地域生活支援事業としてのこの事業は実施していないんですけれども、市役所の住宅課で居住支援協議会をつくりまして、障がい福祉課や高齢者支援課なども入りまして住宅を求めている方への相談体制をつくつて、陶山委員の悠々会で受託していただいているところです。

居住サポートの事業自体はそちらで実施しているということで、「機能として実施」と記載しているところです。地域生活支援事業としてこの事業ができていくかということ、そうではないということでの記載です。

○堤委員 では、高齢者ではなく障がい者でも悠々会に相談に行けるということですか。

○陶山委員 ちょっと立場が変わつて、悠々会の陶山でございます。

住宅セーフティネット法が国土交通省と厚生労働省が乗り合っていて、町田市もその流れで今、金子課長に御説明いただいた居住支援協議会ができて、悠々会はそこから業務委託を受けて、今、活動しています。

直接答えると、今、九十名百名を行ったり来たりぐらいなんですけれども、6割方は障がいをお持ちの方で、残りがDVを受けている女性とか刑務所から出てきたばかりの方ですとか、高齢の方だったりします。

住宅課が主に予算をつけて動いているんですけれども——国もそうです、国土交通省が主に動いていることがあって町田市でも住宅課が動いてくれているんですけれども、福祉、総務、障がい、子育て、高齢、本当に連携しながら、「住宅確保要配慮者」という呼び方をしていますが、その方への住宅の供給につなげ、その後の生活をサポートするということは比較的スムーズにできているような気がします。

また、先ほどの話題にもございましたが、精神科の病棟に入院していた方が退院促進事業で退院してきて地域で暮らすときにも、病院と行政と私どもと相談して民間賃貸住宅、アパートで暮らすこともあり、今、30名ほど暮らしてくれています。

それから、悠々会のスキームにつながらなくても、1日1本ぐらい「私だけでは住宅を見つけることが困難なんです」という方からお電話をいただいている、都営住宅につないでさしあげたり様々で、その電話相談も、恐らく6割方は障がいをお持ちの方になっています。もう少し増えてくると、さらなる取組が必要かなと思っていますが、現状そのような形で活動しています。

○堤委員 すみません、補足で聞きたいんですけれどもいいですか。

電話相談等々を受けてくださるということですが、不動産屋さんへの同行とか、保証人を探すお手伝い等もしてもらえるのでしょうか。

○陶山委員 しています。在庫物件を持っているわけではなくて、お電話をいただいた方のところに出向いたり私どものところに来ていただいたり、市役所で待ち合わせたりする中で、どこでどういう暮らしをしたいかお話を伺って、一緒に不動産屋に行って「この方に、表に貼ってあるあの部屋を貸してあげてほしい」と申し上げるんですけれども、保証人の問題だったり年齢の問題だったり様々で、今は保証会社に断られてしまうみたいなこともあったりするんですけれども、そこは悠々会が借り上げてその方にサブリースをするという形でやっている。保証人等は、そもそもいない。

○堤委員 借り上げてやっていらっしゃるんですね。

○陶山委員　そうです。

○堤委員　バリアフリーですか。車椅子でも入れるようなところですか。

○陶山委員　その方の状態に応じて、車椅子の方が入れるようなアパートも幾つかありますが、その場合は、事前に大家さんに住宅セーフティネット法に基づく住宅の登録をしてもらうと、車椅子の方が御入居なさるときは修繕の費用が東京都から出たりということがあります。なので、バリアフリーのお部屋が既にもう幾つかありますということではなくて、ここに住みたいというところをバリアフリーにしていくということですね。

○堤委員　ありがとうございます。

悠々会さんの連絡先等々は、障がい者サービスガイドブックにも載っていますよね。

○陶山委員　載っています。

○堤委員　ぜひ相談に乗ってください。ありがとうございます。

○小野委員　ちなみに陶山委員、その事業は財政的には国土交通省ですか。

○陶山委員　町田市の住宅課から委託を受けて、住宅確保要配慮者の方たちに対する住まいの電話相談は町田市の住宅課から予算を頂いてやっています。

住んでいただくというスキームになったときに動く人件費だったり、火災防止だったりいろいろなセンサーも含めて施して日常生活を支えるというのは、国土交通省の予算です。

○小野委員　つまり、障害福祉ではない。

○陶山委員　でも、厚生労働省の方を多少弁護したいと思って申し上げておくと、明後日、住宅セーフティネット法ができて6年ぐらいたつのかな、国土交通省しか動いてこなかった実績で、実は住んだ後の日常生活のサポートのほうがもっと重要ということで、厚生労働省がどんな補助金を出したら悠々会は継続できるかヒアリングに来てくれるということなので、みんなと一緒に期待したいと思っていますところでございます。

○石渡会長　詳細な情報提供をいただきましたが、さらにという方いらっしゃいますか。

そういう話を聞くと、この「機能として実施」というのがとてもよく分かりますし、私も違うところの居住支援に関わっているんですけども、そこはかなり障がい福祉課とか高齢福祉課が住居を担当している課に入り込んで、先ほど陶山委員がおっしゃった住宅が決まった後の生活支援に踏み込んでみたいなのもやっているんで、国土交通省と厚生労働省がいいタグを組み始めたそうですから、やはり自治体レベルでもいろいろな課がうまく連携することが必要なのかなと改めて思ったりしました。

ありがとうございます。

後期計画関連でまだ御発言されていない委員もいらっしゃいますが、このことをぜひという委員がいらしたら、ぜひお願いしたいと思います。

町田市のレベルではなかなか難しいことと、やはり皆さんの御意見をいろいろ聞くと、人材の確保と、どう継続してもらうか、育成と絡めてみたいところが本当に大きな課題だなと改めて実感したという個人的な感想もあるのですが、いろいろな課題があることを今日、再認識したということで、実績の振り返りについてはここまでとさせていただきます。

【4】その他ということで、事務局からは特にないということですが、委員の皆様から何か情報提供とか、全体を通してこのことを発言しておきたいといったことがあればお願いします。

それでは、終了時間も迫っているので、ここで進行を事務局にお返しします。いろいろありがとうございました。

○山口係長 石渡会長、司会進行どうもありがとうございました。

本日予定しておりました報告事項、議事につきましては以上となります。閉会に移りたいと思います。

本日の報告事項、議事に関して言い足りなかった御意見等ありましたら、8月29日、来週火曜日までにメールもしくはファクスで事務局にお伝えいただけたらと思います。

なお、次回の会議ですけれども、本日の次第の下のほうに御案内しておりますが、第3回協議会は11月末頃の開催を予定しております。日程が決まりましたら改めまして開催通知で日時をお送りいたしますので、届きましたら出欠票の御提出をよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして2023年度第2回障がい者施策推進協議会を閉会いたします。

本日はお集まりいただきまして、ありがとうございました。

午後8時29分 閉会